

令和3年4月26日

学生各位
保護者各位

教務主事 石原 良晃

新型コロナウイルス感染症による出席停止等の扱いについて

本校では、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を参考に、出席停止等の扱いを以下のとおりとしますのでお知らせいたします。

学校を休む場合には、学級担任または学生課教務係【(0820) 74-5473】に連絡し、後日登校した際に欠席届を提出してください。

○学生の感染が判明した場合

⇒出席停止とする（欠席届の提出が必要）

※登校再開にあたっては、証明書の提出を求める場合があります。

○学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合

⇒管轄保健所から自宅待機を要請された期間を出席停止とする

（欠席届の提出が必要）

○学生に風邪の症状がみられ、自宅で休養した場合

○同居家族がPCR検査を受けることになり自宅待機をした場合

⇒欠席届を提出することで出席扱いとする

※インフルエンザ等の感染症だった場合には出席停止となりますので、「欠席届（学校保健安全法による感染症）」に医師の診断を記入してもらって提出してください。

○家庭の事情（家族の発熱・不安を感じる等）により登校を見合わせる場合

⇒まず担任教員等に相談してください。出席扱いとなる場合があります。

※自宅での学習継続について、必ず担任教員と相談をしてください。

別添参考

- ・欠席届（新型コロナウイルス感染症対応）